

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

令和3年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 監査の対象

（1）対象事務

「女性活躍の推進について」をテーマとし、令和2年度及び令和3年度の事務の執行等を対象事務とする。

（2）対象機関

本庁5機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和3年11月24日～令和4年1月31日

3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、「女性活躍の推進」に係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

- ① 県の男女共同参画の現状及び課題
- ② 多様な働き方の推進策及び課題
- ③ 女性の就業・キャリアアップの支援策と活用状況
- ④ 県庁組織における女性活躍の推進の現状及び取組

4 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。

監査結果の報告に添える意見 13件 (5機関)

番号	部局	機関	意見内容
1	直轄	統括参事	女性が活躍するためには、様々な方面からの支援が必要である。女性活躍の推進が更に加速するよう、アドバイザー・ユニット制度などを運用しながら、関係部局とよく連携し、女性活躍に向けた事業に取り組んでいただきたい。
2	総務部	人事課	皆が働きやすい職場にするための参考として、妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員の意見も聞いていただきたい。
3	総務部	人事課	妊娠・出産・育児休暇といった段階で退職する職員を減らすために、復帰後の職員の働き方についてより一層工夫していただきたい。
4	総務部	人事課	女性が生き生きと働くためには、女性職員の働きやすさを追求するだけでなく、男性職員の意識改革も不可欠である。また、女性が働きやすい職場は、結果として皆が働きやすい職場となる。県内市町村や企業のモデルとなり、女性が活躍できる職場は県庁であると言われるよう、今後も職員の声によく耳を傾けながら、取組を更に進めていただきたい。
5	県民生活部	男女共同参画課	コロナ禍で女性の貧困等が顕在化し、ジェンダー不平等などに対する問題意識の高まりは、男女共同参画を推進する好機である。次期計画の策定に当たっては、県民の声をよく聞き、この好機を逃すことなく男女共同参画を推進していただきたい。
6	県民生活部	男女共同参画課	貧困に苦しむ女性に必要な情報を届けるとともに、県民が男女共同参画により関心を示すよう、積極的な情報発信に努めていただきたい。
7	県民生活部	男女共同参画課	女性が活躍するためには、男性の意識改革が必要不可欠である。「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の活動などもいかしながら、男性の意識改革が進むよう取り組んでいただきたい。

8	産業労働部	人材活躍支援課	働く女性のワンストップ支援サイトでは、同じ問題を意識している女性同士が意見交換を行えるなど、女性たちが意見を表明できる仕組づくりを検討していただきたい。
9	産業労働部	人材活躍支援課	コロナ禍の中、テレワークが進むなど働き方も多様化してきている。既に様々な支援策を実施しているが、引き続き、利用者のニーズをよく把握するとともに、他部局とも連携し、きめ細かい支援に取り組んでいただきたい。
10	産業労働部	人材活躍支援課	今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、デジタル分野における人材の需要は増してくる。そのような中で、働く意欲のある女性が足踏みすることなく一歩を踏み出せるよう、デジタル関係のスキルについて、セミナーや研修のレベルアップなど必要に応じた対策を実施していただきたい。
11	産業労働部	多様な働き方推進課	労働関係法令の改正や、コロナ禍で多様な働き方は重要性を増してきている。申請の窓口となる地域振興センター職員の能力アップに努めるとともに、丁寧な相談及びフォローアップなどを通じて、1社でも多く多様な働き方実践企業が増えるよう、引き続き取り組んでいただきたい。
12	産業労働部	多様な働き方推進課	多様な働き方実践企業の認定は5年ごとに更新するが、更新対象企業の2割程度が就業規則の不備などにより、更新を実施していない。多様な働き方実践企業を減らさないためにも、関係法令の改正情報を認定企業に提供するなど、今まで以上に更新に必要なフォローアップを実施していただきたい。
13	産業労働部	多様な働き方推進課	多様な働き方実践企業を求職者にPRしていくのは、非常に良い取組である。求職者が興味を示すものは、企業も関心があるはずである。今後は、多様な働き方実践企業の魅力が更に引き出せるよう、社員の声をより多く掲載するなど、工夫して取り組んでいただきたい。

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	統括参事
総務部	人事課
県民生活部	男女共同参画課
産業労働部	人材活躍支援課、多様な働き方推進課